
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 6 号
令和 6 年 2 月 15 日

那覇市監査委員	上	地	英	之
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	前	泊	美	紀

令和 5 年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和 5 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、別添のとおり公表します。

前期定期監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通事項

ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(ク)の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

- (ア) 伝統工芸館特別展示室入館料収入（商工農水課）
- (イ) ミバエ地上防除作業費（商工農水課）
- (ウ) さとうきび及び甘しや糖生産見込み調査費（商工農水課）
- (エ) ITインキュベート施設会議室及びIT研修室使用料（滞納繰越分）
（商工農水課）
- (オ) 公設市場使用料（滞納繰越分）（なはまち振興課）
- (カ) 公設市場光熱水費実費徴収金（滞納繰越分）（なはまち振興課）
- (キ) 令和4年度学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）小学校（学務課）
- (ク) 令和4年度学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）中学校（学務課）

□ 注意事項に関する措置

- (ア) 伝統工芸館特別展示室入館料収入（商工農水課）
- (イ) ミバエ地上防除作業費（商工農水課）
- (ウ) さとうきび及び甘しや糖生産見込み調査費（商工農水課）
- (エ) ITインキュベート施設会議室及びIT研修室使用料（滞納繰越分）
（商工農水課）

課内での事例の周知及び決裁権者のチェック体制の整備等の改善を行い、今後は適切な事務処理を行ってまいります。

- (オ) 公設市場使用料（滞納繰越分）（なはまち振興課）
- (カ) 公設市場光熱水費実費徴収金（滞納繰越分）（なはまち振興課）
事務処理マニュアルの整備をすすめるとともに、会計規則などの関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。また、職員研修の機会を活用し、会計規則など歳入事務に係る関係法令の知識習得の強化を図ります。

- (キ) 令和4年度学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）小学校（学務課）

(ク)令和4年度学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）中学校（学務課）

当該注意事項については、補助金交付決定通知の受理後に直ちに調定を行うよう文書作成し課内へ周知を図りました。

今後も引き続き歳入事務については、適正な事務処理に努めます。

イ 歳入調定（事後調定）遅れについて（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の事後調定については、当月毎に一括して調定をするべきところ、失念により遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第2項では、その性質上収納前に調定をすることができないものについては、当該歳入が収納された後、速やかに調定をしなければならないとされ、ただし、収納の都度調定をすることにより当該事務以外の事務に著しい支障を及ぼすと認められる歳入については、毎月末日現在における当該月に収納された歳入の調定を一括して行うことができると定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

(ア)公設市場使用料に係る督促手数料及び延滞金（なはまち振興課）

(イ)貸切バス待機場使用料（明治橋）（観光課）

□ 注意事項に関する措置

(ア)公設市場使用料に係る督促手数料及び延滞金（なはまち振興課）

事務処理マニュアルの整備をすすめるとともに、会計規則などの関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。また、職員研修の機会を活用し、会計規則など歳入事務に係る関係法令の知識習得の強化を図ります。

(イ)貸切バス待機場使用料（明治橋）（観光課）

令和5年4月以降、毎月の貸切バス待機場使用料については、毎月末日までの収納分を当該月末日から1週間以内に調定を行っております。引き続き、関係規則等を遵守し、事務処理を実施してまいります。

ウ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(オ)の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤りや失念により遅れて会計管理者へ通知している。

那覇市会計規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

(ア)那覇市地域消費促進事業余剰金（滞納繰越分）（商工農水課）

(イ)那覇市奨学金の返還（生涯学習課）

- (ウ) 牧志駅前ほしぞら公民館の各月分駐車場分配金 (公民館)
- (エ) 首里公民館使用料 (11月8日～11月15日) (公民館)
- (オ) 首里公民館複合機および印刷機使用料 (1月分) (公民館)

□ 注意事項に関する措置

- (ア) 那覇市地域消費促進事業余剰金 (滞納繰越分) (商工農水課)
課内での事例の周知及び決裁権者のチェック体制の整備等の改善を行い、今後は適切な事務処理を行ってまいります。

- (イ) 那覇市奨学金の返還 (生涯学習課)
今回の注意事項について、課内で事例共有及び注意喚起を行い、今後の歳入事務において、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

- (ウ) 牧志駅前ほしぞら公民館の各月分駐車場分配金 (公民館)
- (エ) 首里公民館使用料 (11月8日～11月15日) (公民館)
- (オ) 首里公民館複合機および印刷機使用料 (1月分) (公民館)
(ウ)については、歳入事務に対する認識不足が起因するものであったため、同様の事例が生じないよう課内へ周知を行いました。今後は、関係規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。
(エ)(オ)については、調定決定調書兼通知書作成後、速やかに会計管理者に通知するよう課内へ周知を行いました。併せて、財務会計システムで定期的にチェックし、送付遅れがないよう努めてまいります。

エ 契約期間を遡及させる契約について (注意事項)

次の(ア)～(シ)の契約については、契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させるよう努められたい。

- (ア) なはし創業就職サポートセンター運営事業等業務委託 (商工農水課)
- (イ) なはICT産業振興ガイドライン策定事業業務委託 (商工農水課)
- (ウ) 那覇市未来の担い手育成に向けたキャリア教育支援事業業務委託 (商工農水課)
- (エ) インキュベート施設機能強化事業業務委託 (商工農水課)
- (オ) 乗用昇降機保守点検業務委託 (若狭図書館) (図書館)

- (カ) 小禄南・若狭・石嶺・繁多川図書館複写機賃貸借契約 (図書館)
- (キ) デジタルリーダープリンター賃貸借契約 (図書館)
- (ク) 健康診断業務委託契約 (学校教育課)
- (ケ) 令和４年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約 (全中学校) (学校教育課)
- (コ) 令和４年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約 (首里地区) (学校教育課)
- (サ) 令和４年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約 (那覇地区) (学校教育課)
- (シ) 令和４年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約 (小禄・真和志地区) (学校教育課)

□ 注意事項に関する措置

- (ア) なはし創業就職サポートセンター運営事業等業務委託(商工農水課)
- (イ) なはICT産業振興ガイドライン策定事業委託業務 (商工農水課)
- (ウ) 那覇市未来の担い手育成に向けたキャリア教育支援事業委託業務 (商工農水課)
- (エ) インキュベート施設機能強化事業業務委託 (商工農水課)
 - (ア) (エ)については、同様のことが起きないように課内で周知を図り、契約の始期までに契約が締結できるよう努めます。
 - (イ) (ウ)については、当初予算議決後、速やかに入札を実施し、契約の始期までに契約が締結できるよう努めます。

- (オ) 乗用昇降機保守点検業務委託 (若狭図書館) (図書館)
 - (カ) 小禄南・若狭・石嶺・繁多川図書館複写機賃貸借契約 (図書館)
 - (キ) デジタルリーダープリンター賃貸借契約 (図書館)
- (オ)～(キ)について、契約の始期までに契約締結ができるように契約事務を早めに行い、契約件名一覧を作成するなど契約進捗状況を課内で管理していきます。

- (ク) 健康診断業務委託契約 (学校教育課)
- (ケ) 令和４年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約 (全中学校) (学校教育課)
- (コ) 令和４年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約 (首里地区) (学校教育課)
- (サ) 令和４年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約 (那覇地区) (学校教育課)
- (シ) 令和４年度学校コンピュータ機器等の賃貸借及びソフトウェア提供に関する賃貸借契約 (小禄・真和志地区) (学校教育課)

契約事務について、年度当初に執行計画を作成し、課内で情報を共有し、複数の職員で進捗状況を管理することで計画的に進めていきます。

また関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

オ 予定価格の設定漏れについて（注意事項）

次の(ア)～(ウ)の業務委託については、予定価格が設定されていなかった。

当該業務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は第5号に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第22条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 泊小学校3年生系統空調機修繕契約（施設課）

(イ) 石田中学校体育館床下鉄製支持脚修繕契約（施設課）

(ウ) 学校給食献立作成用栄養管理システム保守業務委託（学校給食課）

□ 注意事項に関する措置

(ア) 泊小学校3年生系統空調機修繕契約（施設課）

(イ) 石田中学校体育館床下鉄製支持脚修繕契約（施設課）

随意契約における予定価格の設定漏れに関する注意事項につきましては、那覇市契約規則に基づく事務処理であるか入念に確認し、適正な事務処理に努めてまいります。

また、同様の事項が起きないように職員への注意喚起と周知徹底を図ります。

(ウ) 学校給食献立作成用栄養管理システム保守業務委託（学校給食課）

(ウ)については、課内での事例共有及び注意喚起を行い、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めます。

(2) 各部署の指摘事項等

【経済観光部】

○ 商工農水課

ア 産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約について（是正事項）

産業廃棄物の運搬及び処分については、本市を排出事業者として、許可を有する収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ書面による委託契約をしなければならない。

しかし、那覇市IT創造館巾木等業務委託は、産業廃棄物の運搬及び処分について、本市が排出事業者となることなく、許可を有しない受託事業者と産業廃棄物の運搬及び処分を含む業務委託契約を行い、同受託事業者が排出事業者となっている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項は、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない旨、同法第12条第5項は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、同法第14条第12項に規定する収集運搬業者、処分業者にそれぞれ委託しなければならない旨定めている。さらに、同法施

行令第6条の2第4項は、産業廃棄物の運搬、処分に係る委託契約は書面により行う旨定めている。

産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約については、関係法令等を遵守し、適正に行われたい。

□ 是正事項に関する措置

監査における指摘を受け、法的に必要な委託契約について調査したところ、一般的な処理については、監査の指摘内容の通りでしたが、令和4年度に実施した那覇市 IT 創造館の改修の際に発生した巾木等の産業廃棄物処理方法に関しては、廃棄物処理法「第21条の3建築工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外」において受託事業者（建築工事を請け負う事業者）が排出事業者となることが可能とされていることが確認されました。

今回の産業廃棄物の運搬及び処分の委託契約について、そのような知識を有しておらず事業を進めていたことは問題であると認識して、今後については、関係法令等を認識したうえで、法令遵守し、適正に業務を行うように注意するほか、新規事業を実施する際には同様の事業を経験した関係部局と要相談するなどの対応を行いたいと考えています。

○ なはまち振興課

ア 使用料の不納欠損処分について（要望事項）

公設市場使用料の収入未済額のうち時効が完成して消滅した債権については、那覇市公設市場使用料等不納欠損処分基準第2条の規定に基づき、令和元年度までは不納欠損処分が行われているが、それ以降は行われていない。

地方自治法第236条第1項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する旨定めている。また、昭和27年6月12日行政実例において不納欠損は、すでに調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱であるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきであるとされている。

不納欠損処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 要望事項に関する措置

公設市場使用料の収入未済額のうち時効が完成して消滅した債権については、地方自治法第236条第1項、那覇市公設市場使用料等不納欠損処分基準第2条、及び今後制定予定の本市の方針に従い、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 支出負担行為の手続きについて（注意事項）

まちなか公衆トイレ子メーター取付工事は、予算の流用により施工しているが、支出負担行為日が予算の流用決定前となっており、予算の確保がされていない事務処理となっている。

那覇市予算決算規則第 22 条は、地方自治法第 232 条の 3 の規定による支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）をしようとするときは、予算の範囲内において行わなければならない旨定めている。

支出負担行為の手続きに当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

課内で事例の共有と注意喚起を実施し、関係規則等の遵守及び適正な事務処理を行うと共に、チェックリストを作成し、再発防止に努めてまいります。

○ 観光課

ア 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

令和 4 年度那覇ハーリー及び那覇大綱挽まつり会場設営等業務委託については、コロナ禍の開催に向けて、関係機関との調整業務が 4 月から発生していたが、10 月 4 日に契約を締結している。そのため契約書中に 4 月 1 日から契約締結日の前日までになされた行為を追認する旨の条項を設け、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第 234 条第 1 項第 5 号によれば、地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないとされており、契約締結日までの（約 6 カ月）間は、受託者に対し履行の請求ができないにもかかわらず、受託者は当該業務を 4 月より実施しており、適切な方法とはいえない。

当該契約の締結に当たっては、天災等による開催の有無に関係なく事業計画に基づき、契約の始期までに契約を成立されるよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇ハーリー及び那覇大綱挽祭り会場設営等業務について、関係法令等を遵守し、適正な契約締結を図るため、業務を実施してまいります。

【生涯学習部】

○ 総務課

ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

資金前渡のうち、7 月 15 日に受領したその他の給付に該当する旅費（航空運賃）については起算日の誤認により、また、7 月 25 日に受領した交際費（弔電）については失念により、それぞれ精算事務の遅れが生じている。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 2 号において、給与その他の給付については、前渡金を受けた日から起算すると規定され、また、同項第 3 号において、支払を終了した日から起算して 7 日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を受け、適正な精算事務を行うよう課内周知いたしました。今後の精算事務に当たっては、関係規則を十分に確認しながら適正な事務処理に努めてまいります。

○ 生涯学習課

ア 随意契約の予定価格について（注意事項）

石嶺文化スポーツプラザ用地賃貸借契約（地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号を適用した随意契約）の予定価格については、那覇市契約規則第 20 条第 3 号に定める額を超えているにもかかわらず、同規則第 22 条第 3 項を適用し、予算額を予定価格とみなしている。

当該契約の予定価格においては、同条第 1 項に基づき、あらかじめ予定価格調書その他の文書において定める必要がある。

随意契約の予定価格に当たっては、関係規則を遵守し、適正に定められたい。

□ 注意事項に関する措置

随意契約を締結するにあたっては、適用する根拠条文を必ず確認し、関係規則を遵守した、適正な事務処理に努めてまいります。

○ 市民スポーツ課

ア 調定額の変更手続きについて（注意事項）

中学校運動場使用料のうち雨天により利用できなかった使用料については、還付した際に収入の減額調定を行わなかったため、収入未済額として計上されている。

調定した事項に変更すべき事由が生じた場合は、那覇市会計規則第 22 条において調定額の変更等必要な手続きを行う旨定めている。

調定額の変更に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を踏まえ、使用料徴収業務についてはマニュアルを作成し、適切に事務が執行されるよう整備するとともに、同様の事態が生じないよう、当課全職員に対し、注意喚起と確認の徹底を図ります。今後は関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

○ 施設課

ア 公有財産取得通知の遅れについて（注意事項）

借用校地購入事業（中学校）においては、令和 5 年 2 月 15 日付けで土地購入の売買契約を締結、同年 3 月 3 日付けで登記完了し、土地を取得しているが、総務部長に公有財産取得通知を令和 5 年 9 月 25 日付けで遅れて提出している。

那覇市公有財産規則第 11 条では、各部の部長は、公有財産を取得したときは速やかに取得を証する書面の写しを添えて公有財産取得通知書により総務部長に通知しなければならないとされている。

公有財産の取得後の手続きに当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

学校用地購入後の公有財産取得通知書の提出遅れに関する注意事項につきましては、用地購入に係る事務手続きにおいて、文書の作成漏れや提出遅れなどがないかどうか、那覇市公有財産規則等関係法令に基づいて入念に確認し、適正な事務処理に努めてまいります。また、同様の事項が起きないよう職員への注意喚起と周知徹底を図ってまいります。

【学校教育部】

○ 学校教育課

ア 契約事務について（注意事項）

廃棄薬品類収集・運搬処理業務委託（小学校・中学校）の契約については、当該業務委託が可能な 3 業者へ見積りの依頼を行い、2 人の者からは業務多忙により見積書の提出がされなかったため、見積書を提出した 1 人の者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約をしている。

当該条項第 2 号は、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときと規定している。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

契約手続きに当たっては、適正な適用条項やその他関係法令を遵守し契約事務を執行してまいります。

イ 1 者見積りによる随意契約について（注意事項）

自然教室実施事業に係るバス借り上げ契約については、那覇市契約規

則第 20 条第 3 号により随意契約を締結しているが、33 件中 9 件については、1 人の者のみから見積書を徴している。

那覇市契約規則第 23 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

毎年行っている学校向けの説明会にて貸切バス事業者等の情報提供を行うとともに、2 人以上の者から見積書を取るよう周知徹底を図り、関係規則を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(ウ)までの 3 事業 12 件は、使用料等の支払いのため受領した前渡金について、期限内に精算が行われず、精算遅延となっている。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 1 号は、用務が終了した日から起算して 7 日（本市の休日の日数は、参入しない。）以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

(ア)生徒サポーター派遣事業（1 件）

(イ)小学校環境衛生管理費（1 件）

(ウ)自然教室実施事業（10 件）

□ 注意事項に関する措置

資金前渡等の精算事務については、支払が終了した日から 7 日以内の精算を確実にを行うよう課内での周知徹底を図ります。また、財務会計システム上の『資金前渡・概算払整理簿』や『未精算一覧表』を定期的に確認し、関係規則を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

○ 教育相談課

ア 1 者見積りによる随意契約について（注意事項）

次の 2 件の賃貸借契約、①子ども寄添支援員「片袖事務机」②むぎほ学級支援員「片袖事務机」は、那覇市契約規則第 20 条第 3 号の規定を適用し 2 件とも同じ業者と随意契約している。しかし、同 2 件の契約にあたっては、事務机を引き続き使用することを理由に、前年度に契約した業者 1 人の者のみから見積書を徴し、それぞれ同じ業者と引き続き契約を行っている。

那覇市契約規則第 23 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

課内で事務処理についての再確認を行いました。今後の契約事務に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行っていきます。

イ 交通ＩＣカードの紛失について（注意事項）

子ども寄添支援員配置事業において、令和５年５月１６日に寄添支援員が学校等を訪問する際、モノレール等乗車用の交通ＩＣカードオキカ（以下「ＩＣカード」という。）（残高約６,０００円）を使用後に紛失した。紛失した場所等は不明で、関係各所への問合せや遺失物の届けを行っているが、見つかっていない状況である。また、当該ＩＣカードは無記名式となっており紛失等による返金の処理ができないものとなっている。

このＩＣカードは、金券類に相当する物品であり、適切な管理及び使用を行われたい。特に教育相談課においては、紛失したＩＣカードを含め、子ども寄添支援員分（１８人分）、さらに他事業を含めると３２枚と多数を使用しており、慎重な取り扱いを図られたい。

□ 注意事項に関する措置

ＩＣカードの管理につきましては、万が一紛失した場合に備えてＩＣカードを入れるプラケースに課名や連絡先を記載するとともに、課内で紛失防止のための注意喚起を行いました。

今後、課内でＩＣカードを含めた金券類の適正な取り扱いについて、定期的に周知してまいります。

○ 学務課

ア 支払い遅延の防止について（注意事項）

小学校管理運営費の学校割当予算分は、各学校において支払処理がなされているが、タクシー使用料や複写機料金の支払いの一部において、請求日から学校受領日までの期間が最長２７日かかっており、その理由も把握されていなかった。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第６条は、請求書受理後、工事代金については４０日、その他の給付に対する対価については３０日以内に支払う旨定めている。

支払事務に当たっては、請求書の受領を組織として適切に行うとともに、関係法令を遵守し、支払い遅延が起こらないよう業務管理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項については各学校での予算の執行に際し、支払い遅延の防止について、適切に行うよう文書作成し、教育系デスクネッツにて各小中学校長あて周知を図りました。

今後も引き続き支払事務については、適正な事務処理に努めます。

イ 財務書類の適切な管理について（注意事項）

中学校管理運営費の学校割当予算分は、支払完了後に各学校にて当該

財務書類を保管するものであるが、石田中学校複写機料金の書類 1 件が紛失していた。

那覇市立学校文書取扱規程第 23 条では、文書を常に整然と分類して整理し、保管することが、また同規程第 24 条では、文書はフォルダーに入れてキャビネットの所定の位置に収納することが定められている。

財務書類の管理に当たっては、関係規程を遵守し、適正な整理及び保管を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項については各学校での予算の執行に際し、財務書類の管理（支払書類の紛失の防止）について、適切に行うよう文書作成し、教育系デスクネットにて各小中学校長あて周知を図りました。

今後も引き続き支払事務については、適正な事務処理に努めます。

○教育研究所

ア 契約締結の手続き遅れについて（要望事項）

警備業務委託契約については、令和 3 年 3 月 23 日に制限付き一般競争入札を実施して同日に落札決定し、同年 4 月 9 日に契約書を締結している。

那覇市契約規則第 25 条において、落札者は、やむを得ない理由がある場合を除き、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約書を作成することとされている。

那覇市契約規則逐条解説では、同条は、落札決定後速やかに契約締結に至るように手続きを行う旨の訓示的規定で、7 日以内の契約書作成に至らなかったときには、その理由を明らかにしておくとしている。

落札決定の通知後の 7 日以内に、契約書作成に至らなかった場合には、関係書類への記載など、その理由を明らかにするよう努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今回の要望事項を踏まえ、那覇市契約規則等を遵守し、適切な事務処理を行うよう課内で周知しました。今後このような事態が起こらないよう、随時関係規則を確認して適正な事務処理に努めてまいります。

イ 随意契約に係る適正な条項適用について（注意事項）

校舎移転に伴うネットワーク機器の移設に係る契約については、那覇市契約規則第 20 条第 1 号を適用し、契約書の作成を省略している随意契約が 11 件あった。

当該契約は、ネットワーク機器の安全面を優先する視点でネットワーク機器の保守事業者を契約の相手方として特定していることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の適用が望ましい。

随意契約による契約の場合には、契約の内容等に応じて条項適用するとともに、契約書の作成など関係規則に定められている事務の適正な執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を踏まえ、適切な事務処理を行うよう課内で周知しました。今後このような事態が起こらないよう、随時関係規則を確認して適正な事務処理に努めてまいります。